

虐待防止のための対策を検討する委員会

社会医療法人青雲会 介護老人保健施設 青雲荘

※以下、委員会名を虐待防止検討委員会という。

虐待防止のための指針

指針項目

- ①施設における虐待の防止に関する基本的な考え方
- ②高齢者虐待の定義
- ③虐待防止検討委員会その他施設の組織に関する事項
- ④虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ⑤虐待が発生した場合の対応方法身に関する基本方針
- ⑥虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する基本方針
- ⑦成年後見制度の利用支援に関する事項
- ⑧虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- ⑨入所者等に対する指針の閲覧に関する基本方針

①施設における虐待の防止に関する基本的な考え方

2006年(平成18年)4月に『高齢者虐待の防止・高齢者養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)』が施行された。

虐待は人がその人らしく、尊厳をもって生きていくことを阻むすべての行為である。いかなる状況であろうとも、人が尊厳を持ち、自分らしく生きていくという基本的な権利は脅かされてはならない。

高齢者虐待の防止のための取り組みは即ち入所者の人権を守るための取り組みであることを理解する必要がある。施設の入所者の虐待防止に係る責務は、単に法律の内容を周知し、形式的に体制を整え、虐待行為またはそれを疑われるような行為の禁止を指示するだけで充足されるものではなく、入所者の虐待に至るまでの段階として存在するであろう「不適切なケア」を行わないようにする。

またその不適切なケアを生み出したり放置したりするような背景があればそれを改善する。入所者の人権を守る、適切なケアを提供できる環境を整えることを基本的な考え方としてこの指針を定める。

②高齢者虐待の定義

高齢者虐待を『高齢者が他者から不適切な扱いにより、権利利益を侵害される状態や生命・健康・生活が損なわれるような状態に置かれること』と広く捉える。

高齢者虐待の分類

- ①身体的虐待:入所者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。
- ②介護の放棄:放任、入所者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の入所者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ③心理的虐待:入所者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の入所者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④性的虐待:入所者に猥褻な行為をすること。又は入所者に猥褻な行為をさせること。
- ⑤経済的虐待:入所者の財産を不当に処分すること。その他入所者から不当に財産上の利益を得ること。

③虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項

- ・虐待防止及び早期発見に向けて、虐待防止検討委員会を設置する。ただし、身体的拘束等適正化検討委員会との一体的な運用も可能とする。
- ・虐待防止検討委員会は、1か月に1回以上開催することとし、必要に応じて随時開催する。
- ・虐待防止検討委員会は、身体的拘束等の適正化・ハラスメントに関する事項についても検討をすること。
- ・虐待防止検討委員会は、上記結果を集計・分析を行い施設長・管理者に結果を報告する。また、委員会議事録を全職員へ発信し、周知徹底する。

④虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

虐待の防止のための職員研修について、虐待防止に関する正しい知識や防止に向けた考え方について理解を深め、全職員で取り組みを実施していくことを目的に研修を実施する。

- ・定期的な教育を年に2回以上実施。
- ・新規採用時に実施。

※研修の実施内容については記録を残す。

⑤虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ①入所者、その家族、職員等から虐待の相談または報告を受けた際には、本指針に基づき、適切に対応する。
- ②虐待等が発生した場合には、速やかに市町に報告するとともに、その要因の除去に努める。
- ③客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。
- ④緊急性の高い事案の場合には、市町及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

⑥虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 入所者、入所者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。
- (2) 相談窓口は、虐待防止担当者(リスク管理課)とする。なお、虐待者が担当者の場合は、他の上席者等に相談する。
- (3) 施設内で虐待等が発生した場合は、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。

(4) 施設内における虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、委員会及び虐待防止担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。

(5) 施設内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

⑦成年後見制度の利用支援に関する事項

入所者又はご家族に対して、必要に応じて利用可能な成年後見制度について説明し、求めに応じ、適切な窓口を案内する等の支援を行います。

⑧虐待等に係る苦情解決法方法に関する事項

(1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者(生活支援課)は受付内容を苦情解決責任者(部長)に報告する。

担当窓口： 青雲荘 生活支援課

(電話)0995-64-5162

(FAX)0995-64-5163

(2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに十分留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

(3) 苦情内容から、虐待が疑われる場合には、虐待防止担当者(リスク管理課)と連携する。

(4) 対応の結果は、相談者にも報告する。

⑨入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

- ・当該指針は、入所者等が閲覧できるよう掲示します。
- ・また、自由に閲覧できるように、施設のホームページに公表します。

令和6年4月1日施行
令和6年9月10日改正